

長寿(後期高齢者)医療制度に関するお知らせ

問合せ 保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

平成20年中の所得に基づき平成21年度の保険料を決定し、決定通知書をお送りします。

今回の保険料では、4月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料(仮徴収)を差し引いています。

保険料

被保険者一人ひとりが納めます。保険料は2年ごとに見直され、原則として、東京都内で均一となります。※保険料に関する通知は、市から被保険者の方に送付します。

◆保険料の決め方

保険料年額(限度額50万円)

均等割額
被保険者
1人当たり
37,800円

+

所得割額
賦課のもととなる
所得金額×6.56%

※賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控

除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

制度加入直前に会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料の特例

長寿(後期高齢者)医療保険制度では、制度加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自分で保険料を払っていなかった方に対しては、2年間は所得割額が無料となり、均等割額が半額となる軽減措置があります。

この他に、平成22年3月までは、さらに次のとおり保険料軽減の措置を行ないます。

●平成22年3月までの保険料は、均等割額が9割軽減された額のみとなります(平成21年度)。

◆保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として介護保険料と同じ年金から引き落とされます(特別徴収)。

その年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などにより個別に納めていただきます(普通徴収)。

※新たに長寿(後期高齢者)医療保険制度に加入した

方は、当分の間普通徴収となります。事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに市の担当窓口にご相談ください。

【社会保険料控除について】

長寿(後期高齢者)医療保険制度の保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料の控除対象となります。年金から引き落としの方は、ご本人に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は、口座振替により保険料をお支払いいただいた方に適用されます。

◆保険料の支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できるようになりました

【手続き方法】

後期高齢医療係窓口へ直接お越しください。金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをすることはできますが、その場合は必ず「ご本人控え」を後期高齢医療係の窓口へお持ちいただき、年金引き落とし中止の手続きをしてください。

※「年金からの引き落とし」は後期高齢医療係の窓口で申請をしないと中止ができません。

※年金引き落とし中止には、次回支給月の前々月の初日までの手続きが必要です。

保険料の軽減措置

◆保険料軽減措置(均等割額)

所得の低い方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数	2割

※収入が公的年金のみの方は、さらに高齢者特別控除15万円を控除します。
※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

◆保険料軽減措置(所得割額)

厚生年金の一般的な収入211万円(旧ただし書き所得58万円)までの所得階層の方を対象に保険料を軽減します。

	「賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)」(年金収入のみの場合)	軽減割合
①	15万円(年金収入168万円)まで	全額
②	20万円(年金収入173万円)まで	75%
③	58万円(年金収入211万円)まで	50%

※①及び②については、東京都広域連合独自の軽減措置です(平成22年3月まで)。

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

利用方法

①下表の予約申込み先(旅行業者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。

※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行業者または市役所総合窓口(市役所1階7番)にお問い合わせください。

②利用申請書に記入・押印のうえ、総合窓口課へ提出して利用券を受け取ってください。

助成金 下表を参照※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

助成対象者 申請する6か月前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方または外国人登録原票に登録されている方(ただし、在留資格を有するもの)。18歳未満の方だけで利用する場合は保護者の同意が必要です。

利用券の交付枚数 利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚までです。

なお、宿泊利用する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課のパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。※利用申請の際、本人確認書類(運転免許証、保険証等)を持参してください。

問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

宿泊施設	助成金	予約申込み先
旅館・ホテル	大人3,000円 小人2,000円	【市内の指定旅行業者】 ■(株)福泉舎エフ・ツアーサポート ☎552・2011 ■(有)ダイナ旅行 ☎553・3310
民宿	大人2,000円 小人2,000円	■立川トラベルセンター ☎553・2202 ■(株)P T S トラベルナビ ☎539・1911
保養所	大人3,000円 小人2,000円	東京都町村共済組合保養所(シーサイドいずたが)の宿泊予約は施設へお申し込みください。 ☎0120・731・241(フリーダイヤル)
かんぼの宿	大人3,000円 小人2,000円	かんぼの宿の宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。 問合せ 日本郵政(株) ☎0120・715・294(フリーダイヤル)
河津温泉旅館組合指定施設 津南町観光協会指定施設	大人3,000円 小人2,000円	宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。

標準葬儀の料金 ※祭壇は取扱業者により異なります

内容	料金	備考
祭壇	120,000円	瑞穂斎場組合を使用の場合は除く
企画執行管理料	120,000円	企画執行管理料、各種届出、司会進行、記帳類一式、枕飾り、焼香用品一式
木棺(桐八分)	40,000円～	納棺用品一式を含む
収骨容器	4,500円	瑞穂斎場組合の定める額
会葬礼状	8,000円	100枚・清め塩付き
遺影	20,000円～	カラー・四つ切り・額付き
ドライアイス	16,000円	10kg・2日間
供物	10,000円	果物、砂糖菓子
霊柩車	6,100円	瑞穂斎場組合の定める額(普通車で10kmまで)
後飾り	8,000円	

別途料金

マイクロバス	40,000円～	
証明設備一式	5,000円～	
放送設備一式	10,000円～	
暖房具	4,500円	1台・器具付き

【市民標準葬祭取扱業者一覧】

事業所名	住所	電話番号
(株)愛礼儀典	福生市熊川1075番地1 ビューハイム富士503	551・2071
愛和セレモニー	福生市熊川888番地	530・8686
島田屋造花店	福生市本町134番地	551・0226
(有)西武葬祭	福生市熊川761番地	551・2547
(株)セレモアつくば	福生市熊川1311番地	551・1191
セレモニーホール福生	福生市加美平1丁目19番地5	553・8200
創友社	福生市福生1983番地40	553・7664
(株)多摩祭典	福生市福生2350番地	551・8200
(株)ドリーミー	福生市志茂207番地 大森ビル	553・2821
J Aにしたま葬祭センター	瑞穂町長岡1-62-6	0120・042・706
播磨屋典礼(株)	福生市熊川1348番地2	530・6969
フューネラルそうしん	福生市福生1213番地	530・4544
(株)クオーレ福生営業所	福生市福生784番地B	553・8224

ご存じですか

市民標準葬祭

市民の皆さんの経済的負担を軽減し、安心して葬儀が行なえるよう、葬儀業者(下表参照)と協定を結んでいます。

利用できる方 ①市内にお住まいの方が亡くなった

とき ②市民の方が市内または近隣(立川市・昭島市・武蔵村山市・羽村市・あきる野市・瑞穂町)で葬儀を行なうとき

595

利用方法 直接、取扱業者に申し込んでください。

問合せ 総合窓口課 ☎551・1